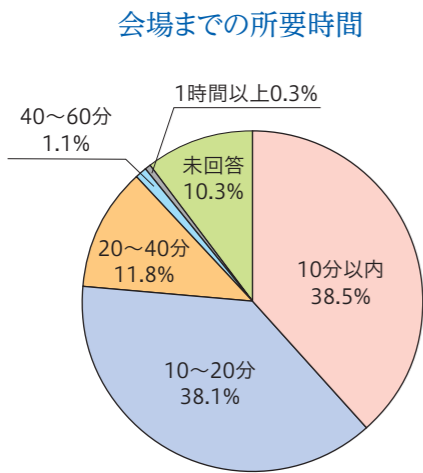


お知らせ

確定申告相談のアンケート結果をお知らせします

▶問い合わせ 税務課 ☎73-3006



質問① 自宅から会場までの所要時間を教えてください

本年2月から3月にかけての確定申告相談は、開催場所を昨年の7会場（旧町単位）から3会場に変更して実施しました。その際、これからの申告相談のあり方についてのアンケート調査を行ったところ、3,870人にご協力いただきました（来場者数8,313人、回答数3,870人、回答率46.6%）。今回その結果の中から、主なものをお知らせします。

確定申告相談のアンケートにご協力いただき、ありがとうございます。ございました。



お知らせ

7月10日は参議院議員通常選挙の投票日です

～まず一票 18からの意思表示～

▶問い合わせ 市選挙管理委員会 ☎73-3000

公職選挙法が改正され、選挙権年齢が満18歳以上に引き下げられました

投票日時 7月10日（日）

午前7時～午後8時
 （島しょ部は、午前7時～午後6時）

投票場所 投票所入場券に記載された場所

開票日時 7月10日（日） 午後9時～
 開票場所 市総合体育館

今回の選挙は、国政を託す私たちの代表者を選ぶ大切な選挙です。候補者の主義・主張を十分見極めて投票しましょう。投票日当日に、仕事や冠婚葬祭などの用務がある人、旅行やレジャーなどで投票区の区域外に出かける人、病気などで歩行が困難な人など、一定の事由に該当すると見込まれる人は、期日前投票ができます。

注目!

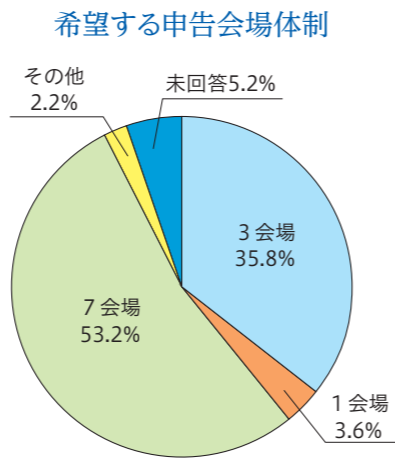
期日前投票のための「投票用紙等請求書兼宣誓書」を投票所入場券の裏面に印刷しています。期日前投票をされる場合は、あらかじめ必要事項を記入して期日前投票所へお持ちください。

選挙権のある人は、次のいずれの期日前投票所でも投票できます。場所によって開設期間が異なるため、ご注意ください。

期日前投票所を設ける場所	期 間	時 間
市役所西館 大会議室	6月23日(木) ～7月9日(土)	午前8時30分 ～ 午後8時
山本庁舎1階 市民ギャラリー	7月7日(木) ～7月9日(土)	
詫間福祉センター 1階第1会議室		

転入してきたばかりで三豊市の選挙人名簿に登録されていない人は、旧住所地の選挙人名簿に登録されていれば、旧住所地の選挙人として投票することができます。詳しくは、市選挙管理委員会にお問い合わせください。

質問② 今後の申告会場について、どのような体制を希望しますか



その他の意見として、「会場が遠い」「待ち時間が長い」という意見が多数見られました。その一方で、「思っていたよりスムーズだった」という意見もありました。表①のように、来場者数は前年に比べ減少していますが、「会場の混雑の緩和」は重要な検討課題です。アンケートの内容を参考にしながら、税務署との調整を図り、これからの申告相談体制を整える必要があると考えています。

スムーズな申告相談を目指して

○日程表の地区割り・自治会割りについて 指定された日が都合の悪い場合は、他の日に来場できます。

○混雑の緩和について

午前中（特に朝一番）は混雑する傾向にあります。少しゆっくりご来場いただくと

三豊市職員を募集します

▶申し込み・問い合わせ 人事課 ☎73-3002

募集人員

【試験区分】
 ・幼稚園教諭・保育士

10名程度

- ・一般行政事務 若干名
- ・（UJターンの定住者） 若干名
- ・一般行政事務 若干名
- ・（自己アピール定住者） 若干名
- ・一般行政事務（身体障がい者対象） 若干名
- ・一般行政事務（高校卒業） 若干名

第一次試験日

9月18日（日）

試験場所

受験票送付時に通知します。

申し込み期間

7月25日（月）～8月5日（金）
 （土・日曜日は除く）

提出場所

人事課（郵送可）

※郵送の場合は、8月5日（金）必着

受験申込書・募集要項

人事課および各支所で配布します。また、市ホームページからもダウンロードできます。なお、受験資格などの詳細については募集要項をご覧ください。

表① 申告相談来場者数

	高瀬	三野	詫間	仁尾	豊中	山本	財田	合計
会場別人数	2,974		2,689		2,650			8,313
町別人数	1,899	1,075	1,959	730	1,354	772	524	8,313
町別人数（前年）	2,030	1,225	2,016	818	1,424	878	657	9,048
前年比（%）	93.5	87.8	97.2	89.2	95.1	87.9	79.8	91.9

比較的空いています。

○年金のみの所得の人については、収入が年金のみで400万円以下の人、申告が不要です。ただし、還付を受ける場合や所得控除の申告をされる場合は必要です。ご不明な点は、事前に税務課にご確認ください。